

令和6年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和6年3月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和6年3月11日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和6年3月11日	13時36分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	栗野 久明	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
7番	松石 健児	出				
会議録署名議員	4番	佐々木 教雄		5番	中村 絵理	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 北川 統子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	大石 顕		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	平野 裕志	建設課長	今泉 雅己		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	吉田 茂喜	教育学習課長	古賀 浩		
	税務課長	古賀 満宏	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	福祉課長	戸井 竜二	建設課参事	酒井 孝行		
こども課長	山本 賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第16号の訂正請求の件
- 日程第2 追加議案上程 提案理由説明
(同意第2号、議案第21号、議案第22号)
- 日程第3 議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第12 同意第1号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第2号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
- 日程第15 議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第17 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(基山町手数料条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第19 議案第14号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第15号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第21	議案第16号	令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第22号	令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）
日程第23	議案第17号	令和6年度基山町一般会計予算
日程第24	議案第18号	令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第19号	令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第20号	令和6年度基山町下水道事業会計予算
日程第27	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第28	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第29	報告第1号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第30		委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る8日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 議案第16号の訂正請求の件

○議長（重松一徳君）

日程第1. 議案第16号の訂正請求の件を議題とします。

町長から議案第16号の訂正請求がありましたので、訂正理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

まず初めに、議案の訂正という事態に至りましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

それでは、議案第16号の訂正請求について御説明申し上げます。

今回、議案第16号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）において、継続費の年度割額の変更に関する第1表. 継続費補正が、この第1表、別表なんですけど、欠落していたため、改めて提出させていただくものでございます。既にもうタブレットのほうには行っているかというふうに思います。

以上でございます。

訂正につきまして、どうぞ御許可いただきますよう、よろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。

○議長（重松一徳君）

町長の訂正理由の説明が終わりましたので、議案第16号の訂正請求に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第16号の訂正請求に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第16号の訂正請求を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議案第16号の訂正を許可することに決定しました。

日程第2 追加議案上程 提案理由説明

○議長（重松一徳君）

日程第2. 追加議案上程、同意第2号、議案第21号、議案第22号の提案理由の説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和6年第1回定例議会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回、追加議案は、人事案件1件、損害賠償案件1件、補正予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

まず、同意第2号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

今回、基山町副町長の選任につきましては、4月1日から新副町長を選任するため、ここに熊本弘樹氏を提案し、議会の同意をお願いするものでございます。

熊本氏につきましては、履歴書に記載のとおり、長年基山町役場に奉職され、本町のまちづくりのため御尽力された方であり、行政経験も豊富であることから適任であると思っております。どうか御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和6年2月に発生した事案について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

今回、補正予算として2,787万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも95億5,393万1,000円となります。

内容につきましては、園部団地入居者への移転に伴う賠償金及び火災による本桜団地災害復旧事業の事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第21号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について詳細説明をいたします。

追加の議案書3ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか、タブレット切替え。どうぞ。

○定住促進課長（山田 恵君）

令和6年2月に発生した事案について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

事案の概要としましては、令和5年5月に、町職員がCに対し事前に説明した園部団地入居者移転先住宅家賃補助金の額を誤って多く提示したため、その額を当てにしてCは町内の民間賃貸住宅を契約し、令和5年6月に移転されております。その後、交付決定を受けた補助金の額が、事前に町職員に提示された額以下であったため、Cは移転した民間賃貸住宅にこのまま住み続けることは困難となり、令和6年2月に再移転をすることとなったものです。

和解の内容としましては、Cが支払った民間賃貸住宅の契約や退去に係る費用及び新しい住宅への引っ越し費用の損害を町が賠償し、本件損害賠償のほか、町、相手方間には一切の債務関係がないことを確認するものです。

なお、損害賠償額については、56万9,240円となっております。

追加分資料に損害賠償額の内訳をお示ししておりますので、追加分資料1ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願ひします。

○定住促進課長（山田 恵君）

損害賠償額の内訳としましては、令和5年6月に園部団地から民間賃貸住宅へ移ったときにかかった費用。内訳としましては、民間賃貸住宅を契約するときの仲介手数料や補償委託料、退去に伴う清掃費用等として26万1,240円。令和6年2月に新しい住宅へ移ったときにかかった費用。こちら引っ越し代になりますが、30万8,000円となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第22号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）について詳細説明させていただきます。

追加の議案書の4ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ2,787万5,000円を追加し、予算総額を95億5,393万1,000円とするものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

第1表. 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、18款. 繰入金に1,000万円、20款. 諸収入に1,787万5,000円の増額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、8款. 土木費に57万円、11款. 災害復旧費に2,750万円の増額をお願いし、14款. 予備費を19万5,000円減額することで調整を図らせていただいております。

7ページをお願いいたします。

第2表. 繰越明許費でございます。

年度内に事業完了が見込めないものにつきまして2件、2,800万円の設定をお願いしております。

10款. 教育費、1項. 教育総務費で、損害賠償請求の裁判対応に係る弁護士業務委託に50万円、11款. 災害復旧費、3項. 公共施設・公用施設災害復旧費で、火災による町営住宅の

復旧に係る本桜団地災害復旧事業2,750万円の設定をお願いしております。

それでは、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○財政課長（吉田茂喜君）

まず、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

18款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金に1,000万円の増額をお願いしております。火災による災害復旧の起債借入額をまだ見込むことができませんので、財政調整基金繰入れで手当てをしております。

4ページをお願いいたします。

20款．諸収入、5項3目2節．雑入に火災共済給付金1,787万5,000円の追加をお願いしております。こちらは全国公営住宅火災共済機構から給付金の支払いを受けるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお願いいたします。

8款．土木費、5項．住宅費、1目．住宅管理費では、21節．補償補填及び賠償金に園部団地入居者移転賠償金57万円の追加をお願いしております。こちら議案第21号に係る賠償金でございます。

6ページをお願いいたします。

11款．災害復旧費、3項1目．公共施設・公用施設災害復旧費、10節．需用費に修繕料2,750万円の追加をお願いしております。火災による町営本桜団地の応急修繕に係るものでございます。

最後に、7ページをお願いいたします。

14款．予備費でございます。今回、19万5,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

続きまして、追加議案資料の3ページに本桜団地災害復旧事業について掲載をしております。引き続き定住促進課長から説明を行ってまいります。

財政課からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今、財政課長から説明があった公共施設・公用施設災害復旧費の10節、修繕料2,750万円の詳細説明をいたします。

追加の議案資料3ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレット切替え、いいですか。お願いします。

○定住促進課長（山田 恵君）

先月14日に発生した町営本桜団地火災の復旧事業に係る修繕料として計上させていただいております。

事業概要としましては、令和6年2月14日に発生した町営本桜団地RC-1、116号室の火災により被災した建物、6号室の列になりますが、こちらの応急修繕になります。

修繕内容としましては、火災により外壁が焼け溶けて浮いている状態であるため、外壁落下による二次被害を防止するため、早急に外壁材剥がしの外部修繕を行うものです。あわせて、6号室の列の居室は、火災の臭い、火災臭がひどいため、1階から4階まで全ての居室改修を行う予定としております。その前段階として、内部躯体を残したスケルトン化の修繕を行うものです。

工期としましては、3か月程度の見込みとしておりますが、状況により前後することがあるかと思えます。

事業費としては、歳出は、仮設の足場組み、高圧洗浄、外壁等解体、廃棄物処分等の外部修繕に500万円、ダイオキシン分析や内部養生、床壁天井解体、廃棄物処分等の内部修繕に2,000万円の合計2,500万円。こちらに消費税の250万円を加えて2,750万円としております。

歳入は、町が公営住宅に掛けておりました公益財団法人全国公営住宅火災共済機構の火災共済から、火災共済給付金として修繕費の65%、1,785万5,000円を計上しております。

今後の改修方針としましては、今回の応急修繕後、令和6年度中に6号室の列の居室の改修と外壁改修等を行いたいと考えております。

説明は以上になります。

○議長（重松一徳君）

詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩します。

～午前9時46分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第3 議案第2号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第3号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。末次議員。

○9番（末次 明君）

おはようございます。

民間企業に長く勤めていました私にとって、夏季休暇とは、8月13日から15日前後に土曜日と合わせて全社一斉に休業するものでした。それで、お盆と重なって、ふるさとに帰り、家庭サービスをする休暇というふうに捉えていましたが、別に有給休暇というのがあるんで、自分の休暇、自分の都合に合わせて数か月の間に取得するというような、休暇を取得するというような発想は私にはなかったんですが、当然、身近に公務員の役場職員もいましたので、そういうふうにちょっと民間とは違うんだなという思いがありました。

そこで御質問ですけれども、現状では、8月13日から15日前後に休暇を夏季休暇として3日連続で取得する職員の割合というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。夏季休暇は100%この期間内に、今現状の期間内には取得されていますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

8月13日から15日までの間、ちょうどお盆の時期に取る職員がどれぐらいの割合かということにつきましては、すみません、ちょっと把握はしておりませんが、割と年配者の方がそこら辺に取られることが多いかなと思います。あとは課内、係内で調整をしながら取っていただいている状況でございます。

もう一個何だったか……以上です。（「まず1回目の質問として」と呼ぶ者あり）この期間内に……。

○議長（重松一徳君）

すみません、末次議員どうぞ。いいですか。（「ちょっと一回」と呼ぶ者あり）平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

すみません、失礼しました。取得率はほぼ100%です。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

おっしゃったように、部署によって大分この期間というのは窓口業務とかは忙しいところもあるし、別にもうまとめて取られても業務に支障を来さないようなところもあるかと思うんですが、今回の使用期間の拡大というのが90日から150日に延びるわけなんですけれども、私が心配していたのは、夏季休暇としての有給休暇が取りにくくなっているんで、それだけ60日間プラスして延ばしてその期間でも使えるようにしたいというふうなことになったのかなという危惧するわけですが、そういうことはないんでしょうか。あくまでもただ単に使いやすくなったということで、職員としてはメリットがあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

私たち職員にとってはメリットがあると思っております。取りやすくなると思います。

提案理由のところにも少し書かせていただいておりますけれども、人事院規則の中で改正

がされております。どうしても夏場に忙しい部署にいる職員がなかなか取りづらいというような部分があって、国の人事院の規則のほうも改正がされております。本町のほうも、もちろん夏場に忙しい職場ございますので、そういったところもありますし、私のところを引き合いに出してはあれですけども、総務課は防災持っております。6月から9月ぐらいまではちょっと心配をするような時期でもありますので、例えば、まとまって数日間の旅行を計画したりとか、そういった面でしづらいような部分もあるかと思っておりますので、ほかの課についても同じように夏場忙しい業務を抱えているところもありますから、取れる可能範囲を幅を広げることによって、より取りやすくなるものと考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから、これ現状でいいんですけども、休暇取得の要求に対して、課としては、忙しいからということで、いや、ちょっと待って、何々君待ってくれよとかいうこともあるかと思うんですけども、そのあたりの権限というのは、もう各課の課長にお任せされて休暇は調整をされているということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

そういうことだと思っております。私もこれまでいた課の中では、特に係内で検討してもらって、一度にかぶらないように、そこら辺は係内で調整をされて取っていただいていると思いますので、ほかの課におかれても、課長なり係長のほうで検討されて取得をしていただいていると思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

夏季休暇、盆休みですけども、これ3日間ですか。その日数と、そして、まとめて取られているのかどうかです、まとめて。3日間やったら1日ずつばらばらということじゃなくて、連続して取るということが非常に望ましいと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

取得可能日数は3日間でございます。もちろん3日連続取っていただくことを原則にしておりますけれども、3日取られる方もありますし、場合によっては1日ずつであったりとか、2日と1日に分けたりとか、そこはその方の都合で取得をしていただいている状況でございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、夏休み、盆休みとか、正月休暇とか、いろいろあるんですけれども、これと合わせて、有給休暇を合わせることによって、例えば、1週間連続して休むとか、10日間とか、できると思うんですが、こういう取り方もやはり私は必要だろうというふうに思います。リフレッシュするとか。そういう取り方をされていると、そういう取り方の許可というか、それはもやっているということはあるんでしょうか。有給休暇と合わせて長期間休むと、そういうのはありますか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

あると思います。私の経験上でいくと、部下が夏季休と合わせて有休使って1週間ほど海外旅行に行ったような方もいらっしゃいますので、そういった実績は、私が知らない部分でもそれはあろうかと思えます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私が民間のときはこういう夏季休暇、夏季休暇でいいんですか、夏季休暇、そういう経験がなかったので、ちょっと私もそれぞれの公務員と民間じゃ違うなということは分かりますけれども、今、松石議員がおっしゃったように、有休プラス夏季休暇を使って若干長期的にお休みも取られる方もあるという答弁もありましたけれども、これってあくまでも人事院勧告というか、規則なので、町がどうすることもできませんが、やっぱり夏休みに限らず、

お正月とか、そういうところの御希望というのはできないものなんですか。ここでこういう質問していいのかちょっと微妙なんですけれども。そのときはもう有休を使うしかないと思うんですけれども、有休で何か、私民間のときは1週間から10日ぐらい有休を一気に取れたんですけれども、町としては、この有休というのは、いろんな事情があって取りにくいところもあるでしょうけれども、どれぐらいまで取れるものですか、連続で。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

可能な範囲でいくと、持っている有給休暇は、例えば、40日持っておれば取ろうと思えば取れると思いますが、ただ、業務がありますので、そこは調整をしていただいて、場合によっては管理職のほうから、いや、この時期は多忙だから少し取り方考えてくれということはあると思いますので、そこはケース・バイ・ケースだと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

やはり今働き方改革ということで民間も公務員もそういう流れになっていますので、本当に多忙とは思いますが、行政サービスという形で。ですけれども、やはり、これちょっと議案とそれるかもしれませんけれども、こういう場合はもう有給休暇をうまくやはり寄り添うような形で、今、40日とか、それはとても難しいけれども、やはり取れるものは取ってあげるような、そういう方向性をできるものであればぜひお願いしたいと思いますけれども、最後ですけれども。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

その部分をそういうふうにしなさいということをしようとは思っておりませんが、そこは課内、係内で調整していただきながら、可能な範囲で取っていただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

こういう夏季休暇を連続して取らせるということは、非常に前向きな取組でよろしいと思うんですけども、松石議員がおっしゃったように、有給休暇もひっつけて、7日である、10日である、今、民間企業ではこういうことを推奨しているんです、会社自体が。きちんと総務課、人事課を通してやってくる。年間で最低限パー116日だとか、パー120日だとか、最低限の目標を決めて、その中に7日間の連続休暇を取得。これができない場合は労働局からの監査が入る。こういった厳しい部分が民間の大手企業なんかでは結構進んでおります。行政側としてもこの辺の御検討はいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今おっしゃっていただいた部分については、それは各管理職のほうには話をしたいと思えますけれども、そこは時期的なものも見ながら、職員の都合も見ながら推奨していきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

もちろん、その部署部署により繁忙の時期が変わってくるというのはもう当然でございます。ただ、年間として必ずこれだけ取得しなさいみたいなことを、ぜひ総務課のほうから発信していただきたいなど。それに従って、各部署でそれに基づきローテーションを組み、やっていくと、推進していくというような、まず、やっぱり大見出しみたいなやつが必要だと思うので、ぜひ検討をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今おっしゃっていただいた部分については、御意見としてお伺いして、検討させていただきます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ちょっと質問に上がっていないので1点だけ伺います。

議案資料の追加資料で、令和5年度の夏季休暇取得可能期間及び取得可能日数ということで、今回、期間の拡大ということですが、取得可能日数については、県内の各町、自治体、町は5日がほとんどで、玄海町と基山町だけが3日間。今回なぜこの日数については触れなかったのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今回提案をさせていただいているのは、人事院規則が改正をされたので、それを機に本町の取扱いも改定をさせていただこうということで御提案をしております。

給与の部分につきましても、本町の場合は、県の人事委員会ではなく国の人事院勧告をベースにしたものをやっておりますので、国のほうが取得可能日数としてはまだ3日間でございますので、この3日間の部分につきましては今回変更せずに、そのまんま3日間の適用ということで考えておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

詳しくはあと所管のほうに譲りますけれども、これ3日か5日という違いだけで、5日になると前後、最大で土日と有休を使えば9日間です。3日だとどちらかの土日にしかくっつけられないというような、あとは有休使うかどうかというところもあろうかと思えますけれども、その辺の考え方があると思いますので、ぜひ今後、人事院のほうを参考にされているとはいえ、職員の方の今後の休暇の在り方というのも大事になってくるかと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。要望です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第4号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第5号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第6号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第7号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第7号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

おはようございます。

すみません、資料の10ページと11ページのところでお聞きしたいことがちょっとあるんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

タブレット切替えしています。

○5番（中村絵理君）

1番目の改正の趣旨ということでいろいろこちらを拝見させていただいたんですけれども、このことによって基山町ではどういう対応をしなければならなくなってくるかということをお聞きしたいですけれども。今後これが適用された場合に、例えば、いろんなところ貼り替えしなきゃいけないとか、そういうことがあると思うんで、ちょっと具体的に基山町が独自にやらなきゃいけないこと、そういったところをちょっと教えてください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回は、国の規定が改正されたことによる基山町の条例の改正でございますけれども、今、議員おっしゃっていただきました資料10ページの分は、国の内閣府令のほうの改正の趣旨などを少し細かに書いているところでございます。

基山町がこれに伴ってどういうことをしないとイケないかということになりますのは、条例の改正の内容になってまいりますけれども、現在、基山町の特定教育・保育施設では、重要事項の書面を掲示をすることを義務づけしております。この重要事項と申しますのは、利用者が各施設を利用する際の資料として、その施設の運営規程ですとか、職員の配置の勤務体制ですとか、あとは園が開いている時間帯など、そういうのを保育園やこども園の見やすい場所に現在アナログで掲示をしております。アナログで掲示をしていること、その書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならない。要するに、インターネットにもその資料を上げてくださいということになりますので、そのような規定を改正をしていることが1つ。

それから、もう一つは、デジタルのCD-ROMや磁気ディスクというような特定のものではない、技術中立性を明らかにすることから、電磁的記録媒体という文言を改めるものでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

そうしましたら、基山町内では別にそこ、何か変な言い方ですけども、それなりにちゃんとこれからも対応ができるということの認識でよろしかったのかということと、しっかりとした保護者の方たちにも、公にも、公表をぜひ分かりやすい、ちょっと行政用語とかいろいろあると難しいから、やはりちょっと中学生、高校生ぐらいでも分かるようなそういう形での掲示というか、やさしい掲示をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町内の特定教育・保育施設、いわゆる保育園や認定こども園、それから小規模事業保育所では、既に各園にホームページなどを持っていらっしゃいますので、その中でこのような重要事項等の掲載をしていただくように指導をしていきたいと思えます。

また、分かりやすいように周知もしていきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

先ほどの問答の中で、2つ目の部分で電磁的記録媒体という言葉がありましたけれども、その前に書かれているものが磁気ディスクとかCD-ROMとか、こういったものは大体理解できるんですけども、そのほかに大体どういったものがあるのか、分かる程度でいいんですが、お答えできますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

すみません、ちょっと私その分野が詳しくないものですから、はっきりこういうものというのは言いにくいところございますけれども、電磁的記録媒体と申しますと、そこには今までは磁気ディスクやCD-ROMというような2種類の媒体しか書いておりませんけれども、そのほかの現在使われておりますいろいろな媒体だというふうに理解しております、すみません、ちょっとすみません、どういったものがあるのかははっきり

申し上げられません。すみません、申し訳ございません。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

私も分からなくて質問しましたけれども、多分これだけいろんな技術が進歩して、特定の名前を2つ挙げただけではそれ以外のものが当てはまらなくなるので、多分そこら辺の条例の改正等々があっているのかなと思っております。そこら辺については、今後いろんなことが起きてきますので、基山町としても、担当としても、よく調べていただいて対応できるようにお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第8号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○11番（大山勝代君）

失礼します。

国保の改正ということですがけれども、端的に言うたら値上げですよ。これまで全協のときとか、あとの追加資料で詳しく出させていただいて、全県的なことをも含めて大まかに分かった。細かいところはよく分からないまま私今ここに立っていますけれども。

据置きをしている自治体が半数ぐらいありますけれども、その据置き、よそのことは分からんかもしれんけれども、何で据置き。いや、もともと分かるんです。令和9年度、それから令和12年度に向けて、グラフ見たり、いろいろ、これだけまた高くなるのは大変だなと思いながら、今回の令和6年度の据置きをした自治体と、基山町は6,280円でしたか、上げざるを得ないという、そのところの説明をもう一度教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

大山議員おっしゃられたように、今回の税率改正については、県内でも据え置くところが半分以上はございます。

追加資料で出させていただいておりますが、3月4日付で出させてもらった追加資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

タブレット切替え、いいですか。今出ています。どうぞ。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらの真ん中から下の表のほう、こちらが参考としまして、令和6年度、来年度の各市町ごとの標準税率、それと今現在の各市町の現行税率の差を示したものになっております。ちょうど中段辺り、太枠で囲んでおります基山町におきましては、標準税率が15.33%が県から示されておりますが、現行は来年度14%を今回の議会で上程させてもらっておりますので、その差が1.33%出てまいります。よその市町を見比べてみますと、基山町の割合、標準税率との差が開きがございますので、今回段階的に上げさせていただく方針を取ったところでございます。比べてみますと、一番下段になりますが、吉野ヶ里町さんでいきますとマイナス2.87%ですので、基山町よりも倍以上開きがあるのでございますが、ここに関しましては、そこそこの首長さんの御方針であったりとか、各市町ごとのお考えがありますので、うちがいろいろ何で上げなかったのかというところは言えない部分ではあるんですけども、間違いなく令和12年度には県内一本化というのはもう決定事項でございます。この幅が広がれば広がるほど今後がきつくなってくるというのはどの市町も同じでございますので、基山町としましては、なるべくそういう激変緩和をしていくというところでの今回の段階的な改正ということで御提案させていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

もともと国保については、国保世帯がもう悲鳴を上げているという状況は、もう私も承知している。今度6,280円ということ、数字がぼんと出てきますが、割り算をしたらそ

んな高くはないんです。だけれども、今後きつくなるから今のうちに少しでも上げようということよりも、もうちょっとほかの方法はなかったのか。例えば、財政調整基金を繰り入れるとかということは考えられなかったのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今おっしゃられた国民健康保険の財政調整基金が現在3億1,000万円ございます。今回におきましても、標準税率と現行税率の差が先ほど申しましたマイナス1.33%、この部分が結局財源が足りなくなる部分でございますので、今回、財政調整基金で4,000万円程度その不足部分に充てさせていただく形で予定をしております。

この分が令和12年度以降は充てることがもう、幾ら財政調整基金の残高があっても充てることができなくなりますので、このあたりの基金と現行税率とのバランスも取っていく必要がございます。考え方としては、今まだ財政調整基金の残高があるので、今のうち基金をずっと充てていって税率は上げないでおこうという選択肢も一つにはあると思いますけれども、これに関しましては、財政調整基金がなくなれば、いずれ一気にどんと上げなくてはいけなくなるということが出てまいりますので、この財政調整基金の充て方についても、段階的に充てていく方式を取らないと、その反動がきつくなるということでございます。どうしても年間の収入が、ある程度皆さん、来年度このぐらいが税金を納めていかないといけないと、これぐらいが家計に充てられるという計算をする中で、単年度で急に来年度ぼんと年額10万円とかいうふうに変動がまいりますと非常に生活に支障を来しますので、今一番気にしておりますのは、やはり単年度で一気に上がることをのないような税率設定、これを毎年注意深く考えていく必要があると思っておりますので、今回に関しても上げ幅としては0.4%でございます。ここを0.5%とか、0.6%とか、ほかの市で見ますと1%上げる自治体もございます。この辺の決め方については、なるべく急激な上げ方にならないようにしつつも、全く上げないということになると問題の先送りにしかありませんので、この辺をバランスを取りながら、また、県内のほかの市町の税率の改正具合も注視しながら、基山町の立ち位置も見ながら決定をしていきたいと思っておりますので、今回は来年度の税率を御提案させていただいておりますが、あくまで令和9年度の準統一化であったり、令和12年度の県の完全統一化、ここも見据

えて毎年検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

説明は分かったようで、私自身の理解度が低いということもありますけれども、一気に上げると大変だからと言われるけれども、徐々に上げたにしても、令和6年度からの、例えば、令和12年度になる徐々に上げた総額と、令和11年度、令和12年度でぽんと上げた総額と、ここのところは上げないわけですから、総額的には同じになるんですか。財調を使い切った後。分かりますか。

○議長（重松一徳君）

ちょっと、回答いいですか。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

総額というのは、住民さんが納める保険税額の総額なのか、実際に支出をしないといけ
ない医療費の総額の部分になるかによるんですけれども。

○議長（重松一徳君）

すみません、大山議員、もう一回質問してください。大山議員。

○11番（大山勝代君）

国保世帯が現状悲鳴上げよる。ここだ。だけれども、ここまで上げにやいかん。徐々に上げて急に上がらんようにする徐々にのここの数年間全体の出さにやいかんお金と、ここでずっと何年か据置きしてぽんと上げた全体の出さにやいかん税金とが、差があるか、差がないのか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

そこに関しては、基本的に差はないと思っています。遅くても、後になっても、その分を賄わないといけませんので、差は出てこない。ただ、ここに関しては、財政調整基金をどのタイミングで充てていくかにもよりますし、当然、今後医療費が上がっていく。その中で必然的に上がっていく部分はございますので、それを抜きにしたときに払わないといけない税金の額、これは、今からちょこっとずつ納めていくのか、最後にど

かんと払わないといけないのかの違いなので、そこには差が生まれるものではないという
ことでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管ですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

国保税の引上げ問題、もう度々議論してきておりますので、重々分かった上で、町も
分かった上で答弁されていると思うんですけれども、本当にこれ以上どんどん上がって
いくというのは、国保税に加入されている世帯が本当に大変なことになってくると、厳
しくなってくると。本当に払える国保税にする必要があるということを度々私たちは主
張しているわけです。

そこで、繰り返しになると思いますが、2点ほどお伺いしたいのは、1つは、やはり
上げない方法は1つあると、もうこれも言っています。一般会計から入れりゃ済むじゃ
ないかと。全国では入れていますよと、入れているところもありますよと。いいえ、佐
賀県ではそうはいきませんと。むしろそれを解消してくれというような要請があってい
ますから、できませんというような今までの答弁だったと思いますが、これをやはり検
討すること。

あともう一つは、これ町長が以前何らかのとき、子供の均等割の減免について国保税
の改定のときに拡充についても何か検討したいというような、ちょっと間違いがあった
ら言うてください。たしかそのような答弁がなされたかなという感じがします。御存じ
のとおり基山町は、それは佐賀県内でも、そういう点では、子供1人産まれたたびに3
万円も4万円も国保税かかってまいりますから、これについては減免を図ってしている
という、非常にそういう点ではいいわけで、入学前までは取っておりませんし、第3子
も減免しておりますが、これについて、例えば、私は18歳まで減免をすべきじゃないの
かということを主張しておりますけれども、その辺の、町長、私が質問した内容にちょ
っと間違いがあれば訂正していただきたいんですけども、その辺の検討は、子供の均等
割の減免の拡充を図ると、これに応じて、ということはなかったのかどうか、その2つ。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

松石議員おっしゃられたまふ1点目の一般会計からの繰入れという部分につきましては、確かに全国的に目を向ければされている自治体はあります。ただ、これに関しては、あくまで法定外繰入れということで、国はそれをしないようにということになるべくしているところで、ただ、財源的に厳しい自治体などがもうやむを得ずやっている部分はございますが、最初から一般会計の繰入れありきの運営はおかしいというものでございまして、今、佐賀県内においては法定外繰入れはしていないというところで、基山町も行っていないものでございます。

それから、子供の均等割等の拡充につきましては、今回、税率改正に併せて、そこも含めて検討は行いました。検討は行いましたけれども、今回に関しては、今現在の第3子の減免というのを継続するといった形で方針を決めさせていただきまして、新たな拡充策についてはちょっと今回は見送っているというところでございます。ここに関しては、今後もまた検討は続けていきたいとは思っております。

ただ、この辺の独自政策についても、令和12年度の県内統一化になった際には県内どこでも合わせる形になってまいります。今は基山町独自の取組で行っている部分でございますが、県内同一税額、同一サービスということになりますので、この辺の取組についても、今、基山町が行っている取組が県内どこでも行われるという、その辺の事務的なすり合わせも含めて各担当会議等が行われておりますので、その辺の県内のバランスも見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

確かにそういうふうになろう、現状では。しかし、国保税の構造的問題も含めて、全国の知事会なり、市長会かな、もっと国は金を出してくれということ度を言ってきております。それで、国は最近したのが子供の均等割、就学前については2分の1お金をやりましょうということで、いや、基山町はそれに町責を加えてもらいませんというふうにやってちょっと進んでいるわけではあります。ですから、やはりもう国の動向にもかかっているわけですが、もっともっとやはり国に対する要請をそういう点では強める必要があると思っております。特に子供の均等割、子供さんからはお金を頂かないと、

働いていないわけですから、民間では頂いていないわけですから。

この辺、町長、言う機会、国に対してそういう要望を言う機会は、県段階でありますか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう私は、多分、県の国保の人たちから言わせると、もう問題児、いつでも反対なんで、それでいつも文句言うので。それから、私は、厚労省の国民健康課長にも2代続けてお会いして直接物申していますが、全く変わる感じはない。どんどん厳しくなっています。

さっき、ほかの自治体が何で変えないかという、さっき言われたように、トータルで見たら別に変わらないわけだから最後にぼんと上げればよいと思っているんじゃないですか。もう結論から言うと、少しでも先延ばしたほうがいいしみたいな、そういう感じだと思います、各ほかの自治体で上げないところは。ちゃんと上げているところもありますので。

だから、もう真面目にやればもう今回の上げ幅では全然追いつかないんですけれども、取りあえず一遍ちょっとだけ上げてみて、この上げたやつで来年も変わらなくなったらいいよねみたいな話を担当とはずっと今しているところなんですけれども、私としても非常にじくじたる思いだし、機会があれば、いつでもそれはやる用意もあるし、やっていきたいなと思っていますが、もうとにかくこの一本化について、さっき、少なくとも我々が集めた基金で、頑張った基金で、その基金があと3億円ぐらいあるので、それを令和12年度以降にも使わせてくれと、それさえノーなんですから、それも佐賀県19対1でノーなんですから、そういう世界なんです。だからもう完全に悪者になっているんです、基山町は。それが今の現実なんで、それぜひそれぞれの自治体の議員の方々にも聞いてください。私はやっぱり公明党さんとか、共産党さんとか、そういう人たちに期待しています。逆に、県議会でもぼんぼん言っていたら、もうちょっとどうにかしていただかないと本当に大変なことになります。やっぱり医療費の削減みたいな、適正化みたいなのが根本で大事なところだと思うので、それについて佐賀県の今スタンスは非常に弱い。だからそこは、何で弱いかというのはここでは申し上げませんが、も

し個別にお話しする機会あったらその説明もしたいと思いますけれども、何で弱いかというのは、2つの大きな理由があるんですけれども。だから、そういう意味でいうと非常に私も困っています。

今回、実は担当課長のほうからもうちょっと高い金額で出てきたんです、当初案は。だけれども、それではもたんやろうと。やっぱりここは取りあえず、まずは最低限でやってみて、ここ一、二年のほかの自治体の、ほかの自治体が医療費を下げてください、ひょっとしたら全体としてはそんなに上がらないかもしれないんです。今回も当初出てきた数字は、予定税率はめちゃくちゃ高かったんです、ほかの自治体も。私が相当文句言ったんです。そうしたら、次の会議ではがたと減らしたんです。それは何を減らしたかという、多く取って後で返そうと思っていた分を多く取るのをやめたんです、県が。そんなばかばかしい話なんです。だから、そういうことが普通に今行われているというのが今の状況なんです。いっぱい取って、最後で皆さん頑張ったんでお返ししますみたいな、そういうポーズを取ろうとしたんで、最初はめちゃくちゃもっと高かったんです。今回はそれよりも大分下がっています。うちでも2%弱ぐらい下がったんじゃないかな。だからめちゃくちゃな話なんです。だから、そのめちゃくちゃさにもう誰も監視員は今いない状態になっているので、もう私は一生懸命、国保の理事も、今、国保のほうの団体のほうの理事もしていますので、もうありとあらゆるところで一生懸命頑張っておりますので、これからももっともっと頑張りたいと思いますので、各議員さんにおかれましても、何かチャンス、機会があれば、国保について取り上げていただいて、少しでもやっていただくようお願いしたいなというふうに思っているところでございます。力不足で申し訳ございませんけれども、でも、やっぱりちょっと今回上げておかないと今後に響くんじゃないかなと思って今回0.4%です。あと均等割とかは変えていませんで、あとは均等割とかもまた、ほかの自治体で税率変えていないけれども均等割だけ上げているところもありますから、これはもうまさにそれは目立たないようにしているだけの話。ただ、普通に考えると、厳しい人にとっては所得割のところ上がるのがまだましなんです。だから、まだましなことでやっているということ御理解していただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

すみません、所管ですけれども、ちょっと質問させていただきます。

今の松石議員の質問にも関わるんですけれども、医療費の、国保税の統一化については長い年数かけて議論されて決まっていることでもあり、今後のことを考えると非常にきつい現状があるんだと思うんですけれども、そもそも私も経緯が分からなかったので少し伺わせてもらいたいですけれども、県のホームページから見せていただいた感じでは、佐賀県国民健康保険運営方針がずっと案がありまして、最後に述べられている部分が、県内20市町全て意見なしと書かれているのが、これ平成29年、平成30年だったんです。なので、意外とスムーズに進んでいるような印象を受けてしまったんですけれども、そのあたり、さっき19対1で松田町長反対されてもなかなか思うようにいかなかったということですが、その辺ちょっと少し説明をいただきたいんですけれども。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

平成29年ぐらいのときにはもう本当に概要の説明だったので、概要の説明だったのでこういう点には注意してくださいみたいなことしか言っていません。ところが、実際に数字が出始めてから私が反対に回っているという、そういうことで御理解いただければと思います。だから、それはちょうどコロナに入る直前ぐらいで、そして、コロナの間はほとんど会議がありませんでした。そして、コロナが明けてまた再開されたときに、あまりにもひどい話だったので、今そこについては問題視しているんですが、これはほかの首長さんと話しても、別に仕方ないじゃないという首長さんがほとんどなんです。何も私が言うことに対して同意してくれる首長さんはいなくて、むしろそれはおかしいんじゃないかとみんなから言われるみたいな、そんな感じです。

だから、繰り返しになりますが、別に全国県統一化しているわけではないので、まだ県統一化しているのはそれこそ1桁で、やる予定のところ全部合わせても10ぐらいの話なんです。それで、何で佐賀が統一化しなきゃいけないのかと、国にそれは確認しましたけれども、別にそれは県単位でやることなんで国は何も指導しているわけではありませんというふうには言われるんですけれども。それで、あとは、やっぱり高いところにとっては統一化したほうが安くなる可能性、これ以上高くなる可能性が少しでも減ると

いう、そういう意味でいうと、そういうところは絶対に賛成しますから、うちは、だから何か自分のところだけよければいいと思っているんじゃないかみたいな、そういう見方を皆さんされるわけです。だから、そんなところかなというふうに思います。

最近の議事録も、もし載っているんだったら、ぜひ見ていただければなど。私はちょっとそのあれを見ていないんですけれども。そのときに意見がないというふうな話だったら、それはもうめちゃうちゃ文句言いますので。

本当に厳しい状況があって、特に本当に国保税というのは厳しい世帯が多いので、本当に重要だと思っていますので、これからももうできるだけ頑張っていきたいなと思います。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

もうちょっと一度決まったことなので、これから全部ひっくり返すことは難しいかもしれないんですけれども、これからのことを考えたときに、統一化されることで、今まで基山町はすごく健康部門頑張ってくださっていて、すごく医療費も低く抑えられている実績もあって、ただ、今後統一化されることで、そういった、例えば、保健師だったり、栄養士だったりという、基山町はそんなことないと思うんですけれども、非常にモチベーションが下がるところも出てくるんじゃないか。予測されている税率はあるかと思うんですけれども、何かその動き次第ではさらに税が上がる可能性もあるんじゃないかなと思っています。その辺いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今現在、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあります。いわゆる団塊の世代がもう75歳迎えられて後期高齢のほうに大幅に移行されていっておりますので、今後もずっと少子高齢化の波で国民健康保険の加入者数は少なくなっていく。ただ、医療のほうはいろんな進歩がございまして、1人当たりの医療費ベースはずっと上がってきています。これはもう全国的なもので、佐賀県に限らず。その中でも佐賀県は医療費の一番高い県でございまして、逆にいろんな取組をして医療費を抑えていく、抑制していく方策は

いろんな取組ができると思っております。その辺は町長のほうからもいろんな会議の場ではずっと言ってもらっています。税率が高いのを改善していくにはもう医療費を抑制していくしかないのです、そこへの取組を県としても強力に進めてほしいということをお願いさせていただいております。

まず、国民健康保険自体の構造上の問題がございます。どうしてももう半数以上が65歳以上の方で構成されておりますので、現役世代ではない世代、いわゆる収入等もあまりない方になりますので、そうなってくると、2割、5割、7割の軽減を受けられている方が半分ぐらいを占めていますので、いよいよ上の方からの税収は厳しくなる。その下の働く世代での国保の方へのしわ寄せが物すごく大きくなっています。社会保険のほうでは現役世代がほとんどですし、その中で、やはり高齢な方がいない分、医療費もあまりかからないという、社会保険と国民健康保険の構造上の問題が一番大きい部分でございますので、ここについては、もう本当に国レベルで議論を本当に進めてほしいなというのを切に願っているところでございます。

繰り返しになりますけれども、佐賀県ではそういった医療費が高い現状でございますので、そこへの医療費抑制の取組を進めてもらいたいということは、今後も県のほうには強く訴えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

平成29年、平成30年頃に佐賀県に私が出した注文、そのときは反対とは言っていません。注文が3つあると言っています。

その注文の3つというのは、まず、みんなが頑張って医療費、佐賀県、今、医療費がめちゃくちゃ高いので、医療費を下げる努力をみんなですることが重要なので、それをやりましょう、みんなでやっていきましょうと。県もそれを応援してくださいと。

ついでには、2つ目になるんですが、頑張った自治体にはインセンティブというか、動機づけでプレゼント、いわゆる報奨金的なもの何かものをちゃんと出すようにしてくださいと。国は今出してくれているんですけども、県もそういうのを出してくださいというのが2つ目で言っています。

それから、3つ目が、統一化するなら、逆に言えば統一事務みたいなのができて、逆

に簡素化したり、予算が減るような、そういうものがたくさん出てくるはずなんで、それを明確化して、本当にそこでコストダウンするような、スケールメリットを生かすような、それをみんなに分かるように示して行ってくださいという、この3つのことを言っておりましたが、この3つについての答えが前回もほとんどなくて、インセンティブの部分だけは何がしか考えますみたいに言っていますけれども、多分、考えるといっても僅かな世界かなというふうに思うので、あとの2つについては、その取組を、こういう取組をやるみたいな話は全くなかったもので、結構私としては、しかも会議で始まって、もうその税率の話はもうしません、もうその話はしません。やるのは事務局の一本化の話で、こういう事務局をつくりたいと思いますみたいな、そういう話から入られたので、またかちんときてやったんですけれども、全然あれで、しかも、何かまた後期高齢とは別に国保の事務局をつくるみたいな話に、何かそんなことを事務局が言ったんで、これに対しても、これは私じゃなくてほかの首長が、後期高齢も今あるわけだから、後期高齢と合体して2つ大きな事務局をつくれれば人員も倍要らなくて、それから経費も倍かかることはないでしょう。2つ別につくったら倍以上またお金がかかるんじゃないですかということに対しても、全く色よい返事がなかったもので、全く別の事務局、後期高齢とは別に国保の総合事務局みたいなものができる構想で県は進めていくんじゃないかなというふうに思ったりもしているんで、そうなってくると、どこまで本当にスケールメリットが生かせるのかというのは非常に難しいなと思っておりますので、最初のほうはその辺をずっと主張していました。なぜかという、さすがにみんなが落ちてくる、少しでも落ちてきたほうが良いと思っている人たちに、優秀な基山町が1人で反対するのはどうかなと思ったんで。ところが、今回コロナが終わって医療費が下がったと思っていたら、コロナが終わった途端に一気にぼんと上がって、ほとんどこちらがお願いしていたような話が全く進んでいなかったもので、そういう感じです。

それに対しては、県の健康保健部長さんが年末に私のところに説明に来て、こういうことを考えているんですということで説明に来ていただいたりもしていますけれども、ただ、中身があまりよくなかったのと、それから、その後出てきた数字、最初に出てきた数字が、もう今回の数字の1.何%上ぐらいなので、全自治体めちゃくちゃ高かったんで、こんなやつをみんなに提示することがもう意味不明なんだけれどもみたいなことを言ったことがあるんですけれども。そうしたら、さっき言ったようにぼんと下がったんです

けれども。それは何ていうことはない、県がいっぱい取って、最後の3月に御苦労さんだったと言って返そうという、そういう部分を今度は削ってぎりぎりのところで計算しましたみたいな、そんな説明だったんですけれども。だから、最初からぎりぎりのところで計算して要求してくれたいと思うんですけれども。そういう具合に、今はなかなかうまくやり取りがいていません。ただし、さっきも言ったように、県の部長さんとか、県の担当者とかは、もうフランクに意見言い合えるようになっていますので、皆様方のほうで何かここをこうしたらいいんじゃないかみたいなアイデアであったり、もしくは、ここをもうちょっと突いたらちょっとは動くんじゃないかみたいな話があれば、ぜひ聞かせていただきたいなど。私のほうからは、今言ったようなことをやっていて、そのインセンティブの部分がどうにか少しはつきそうなので、それぐらいはしてもらわないと、さっき言われたように、基山町の保健師さんたちのモチベーション、私は下がると思うので、だから、そこら辺は非常に大事な御指摘だというふうに思うところがあります。そこは一生懸命、またそこもやっていきたいというふうに思っています。

長くなりましたけれども、よかったら全協か別の機会で、ちょっと議事録にあんまり残したくないようなしゃべり方をしたいもので、ぜひ。それ言うと皆さんもつとなるほどと分かっていただけるかなというふうに思いますので。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

先ほど、町長、問題児とおっしゃいましたけれども、ぜひ貫き通していただいて、今後も、基山町のことだけを考えるわけじゃないんですけれども、やはり頑張っていけるような、インセンティブはやっぱり欲しいです。私が町の保健師だったらすごく頑張れる原動力になると思いますので、ぜひ今後もよろしくお願いします。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、今までいろいろお話を伺ってきたわけですがけれども、やっぱりどうしてもやっぱり県の問題が、町長が頑張ってくださいていますけれども、県の問題としてま

さに存在しているので、私ふと思ったんですけれども、県会議員、うちにいるんやないかと。県会議員さん頑張ってくださいているんだろうなとは思ってますけれども、もうひと頑張り、町長と一緒にペアになって、一般質問なり何かに、もう一回とか粘っていただくという今後の努力、そういうのもありかなと。町長だけ本当に一生懸命頑張っていってやるのはよく分かりますけれども、そこら辺もプラスアルファで……。

○議長（重松一徳君）

中村議員、ちょっと発言は。

○5番（中村絵理君）

すみません。すみません、そう思ったので、すみません、失礼します。

○議長（重松一徳君）

意見として。ほかにありませんか。（「逆に、もしよかったら暫時休憩という形で少しさっきの、皆さんも何か気持ち悪いでしょうから、そういうのをさせてもらって、よければ2分あれば」の声あり）時間かかる。（「2分あればしゃべれる話で」の声あり）

では、暫時休憩します。

～午前10時49分 休憩～

～午前10時52分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

議案第8号に対する質疑、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第9号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、この件について2つほどお尋ねしたいんですけれども、条項のずれを改

めるということでした。もう一回ちょっと何のために条項がずれてくるのかということと、それから、これをやることによって基山町に何か影響はあるんでしょうかという、その2つをお伺いしたい。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回、国のほうの法律が改正されますので、それに伴う条項のずれでございます。

国のほうの法律の主な改正点としましては、大きく分けて3つございます。

まずは空き家の活用の拡大、こちらの具体的な内容としましては、空家等活用促進区域というのを設定することが国の法律でできるようになりました。こちらと、あとは財産管理人による所有者不在の空き家の処分、こちらでもできるようになっております。あとは支援法人制度ということで、市区町村長がNPO法人や社団法人等を空家等管理活用法人に指定することができるようになりました。この3つが活用の拡大についてです。

2つ目が管理の確保ということで、特定空家化を未然に防止する管理ということで、放置すれば特定空家になるおそれがある空き家に対して、管理指針に即した措置を市区町村長から指導、勧告ができるようになりました。あとは所有者把握の円滑化として、市区町村から電力会社等に情報提供を要請することができるようになっております。こちらが2つ目の管理の確保についてです。

3つ目の特定空家の除去等については、状況の把握として、市区町村長に報告徴収権、勧告等を円滑化に進めるための権限が付与されております。あと代執行の円滑化として、命令等の事前手続を取る暇がない緊急時の代執行制度を創設されております。それと財産管理人による空き家の管理、処分、こちらができるようになっております。こちら3つ目の特定空家の除去等になります。

国のほうでこの3つの制度が改正されまして、所有者の責務が強化をされているような状況です。

こちらの主な3つの改正により国の法律の条項が新しく追加されている部分がございます。町の条例につきましては、今回のこの3つの改正は、直接条例の内容には反映されておりませんで、国の条項が新しく追加された分で条項の数字が変わる、ずれるというところの改正だけを行っております。

町のほうの対応としましては、令和4年4月に改正した空家等対策計画、そちらのほうに特定空家の未然に防ぐ方法などを追加させていただいておりますので、こちらのほ

うで対応したいと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

ここで11時5分まで休憩します。

～午前10時56分 休憩～

～午前11時05分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第11 議案第10号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、
本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第10号に対する質疑を終結します。

日程第12 同意第1号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 同意第1号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを
議題とします。

本件については、本人が議場に在籍ですので、本人の退場を求めます。

〔寺崎会計管理者 退場〕

○議長（重松一徳君）

本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

異議を申し上げるわけではありません。今回、私、議員になって初めて、固定資産評
価員というので同意が必要ということの経験をさせていただいていますけれども、です

から、固定資産評価員というのがどういうものかよく分からずに、ちょっと調べさせていただきましたら、設置に関する条例というのが基山町にあります。固定資産評価員を1人置くということで、また、評価員は非常勤となる、要するに報酬はもらわないということなんでしょう。どこの市町も大体似通ったような条例でございました。その中には、設置要綱には、町長とか、副町長とか、職員とか、担当の課長とか、そういうのもその対象者みたいなことも書いてありましたけれども、そういうことで、この評価員自体がまず設置する必要があるということで、すみません、細かいけれども、以前の方の任期と、これ任期も何も書いていらっやらないから任期はもうないんだろうなと思いますけれども、そういうところの質問、それとプラス評価員はどういうお仕事をされるのか、申し訳ないけれども、そこをお尋ねさせてください。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

固定資産評価員なんですけれども、地方税法の第404条の1項に規定されておりまして、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するために設置するものとされております。

選任は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっておりますので、今回、同意の議案を出させてもらっているわけなんですけれども、確かに任期はございません。過去、今、酒井副町長なんですけれども、酒井副町長が平成31年4月1日からの任期となっております。それ以前も全て町職員の管理職以上の方がなられているような状況となっております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

町長の辺りから言われました。オーラが来ました。本当、平成31年でしたら私議員になっていました。何か今回も長かったので、審査委員会、要するに固定資産評価審査委員会とこの評価員、ちょっと一瞬迷ったというか……迷いました。そういうところもありましたけれども。分かりました。ということで、ちょっと細かいことで申し訳ない。条例だけではちょっと読み取れないところが多かったのでお尋ねさせていただいたこと

です。答弁は全くありません。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

大久保議員の質問の中で、どのような業務かと具体的なところの内容の説明がちょっとなかったように思うんですが、この業務、評価するに当たってはいろんな資料を集めたり、資料を取るところがあると思うんですが、担当のほうで出したものを見て評価していくのか、そういったところを少し説明願いたいんですが。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

評価につきましては、私を含め、税務課の固定資産税系の職員が評価補助員というものに任命されております。補助員が評価員と一緒に評価をするような形を取らせてもらっていますので、評価補助員を統括するような立場にあるのが評価員という形になります。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

今、基山町では、定住促進課が頑張ってもらったりして非常に定住者増えてきているということで、そういった家屋の増加、それから、中山間地域の方の分家等で住宅が増えていると。非常に、所管事務調査の中でも税務のほうで行ってもらったんですが、そういった固定資産の評価していく業務が今後増えていくなと思っております。重要な職であるのではないかと思います、そこら辺、所管事務調査の中でもありましたように、少しそういった業務を精査して、業務に耐え得るようなことでやってほしいと思いますが、課長、どう思われますか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

確かに議員おっしゃられるように、今いろんな定住施策が進んでおりまして、宅地に

なるところが増えたりとか、家が建ったりとか、非常に多くなっておりますので、そういったこともいろんな事務処理とかもスムーズに行うように改善を進めながらやっていきたいと思っております。

それから、この評価員のやはり選任するにおいて、評価に関する知識及び経験を有する者、こういった方から選任をしなくちゃいけないということです。この点を優先的に考慮して人選しておりますので、評価員とともに適正な評価をできるように努めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

ここで寺崎会計管理者の入場を求めます。

〔寺崎会計管理者 入場〕

日程第13 同意第2号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 同意第2号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。末次議員。

○9番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

副町長を改めて選任されるわけですけれども、松田町長の考える副町長という職種はどのようなもので、一番何を期待されるのでしょうか。

それとまた、1期目、2期目とまた違って3期目に入るわけですけれども、3期目の副町長というものと1期目、2期目の副町長に対する町長の考え方というか、期待度というのは変わってくるものなのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

難しい御質問なんですけど、まずは、新しい副町長に期待することについて言及する前

に、今の副町長がどういう今役割を果たしていただいているかという話を少しさせていただきますと、全ての決裁、それから役場のルールに熟知されているので、それを事細かく一人一人の職員に対して諭すように教えていただいています。副町長と町長室のドアはずっと開けていますので、その指導内容も全部分かります。本当に私自身が、なるほど、そういうことだったのかみたいな勉強になるような話もたくさんあるというふうに思っております。

加えて、全体のバランス、特に人事等で迷った場合には、副町長がどういうふうにかえるかというのを私は今非常に重要視しておりますので、例えば、新入職員の同じ点数、どっちにするかというときには、大体副町長はどちらを高く評価取っているかなというのを私は見させていただいて、それに自分の考えも含めて最終決定させていただくというぐらい信頼させていただいているところでございます。

私自身が役場の経験は副町長で1年半ぐらいしかございませんので、役場のルールとか、町全体の話、基山町も30年ぐらい離れておりましたので、そういう意味では、私にないものの全てを酒井副町長がお持ちで、この8年間、まさに一心同体、最初はお断り、それこそお断りになって、それを何回か説得してなっていただいたということで、よく昔、石田三成に、何ていうか、過ぎたるものが二つありというので、佐和山の城と島左近という、そういう武将という話がありますが、私に過ぎたるものが二つあって、基山町役場と酒井副町長みたいな、そんな感じが酒井副町長であって、それが私の考える副町長、少なくとも私と一緒にやっていくには、私が中の人間ではないので、そういうことが必要だというふうに思いましたので。

あとは、仮にほかの人の場合も同じことを私は求めたいというふうに思っているところでございます。だから今回、キャラクターはもちろん全然違うとは思いますが、熊本さんにも同じようなことを期待しているところでございます。だったら別に替えなくてもいいんじゃないかという議論があるのかもしれませんが、どこかのタイミングでそこはまた替わっていかないといけないかなというのは、自分自身も含めて考えているので、そういう意味では、そういうタイミングをきちんと見定めていかなければいけない。これ1年ごと更新ならどんなでもまだやれるんですけども、4年ごとでございますので、そういうことも含めて今回決断をさせていただいて、今回提案をさせていただいているところでございます。

また、熊本さんについても、実は私が町長になって、その間ずっと、今の国スポの責任者やってもらっている以外は総務課長としてずっと支えていただいた方でございますので、そういう意味でいうと、その仕事ぶりであったり、また、酒井副町長とは違ったキャラクターの部分もお持ちでございますので、そういったものを私自身また十分に生かせるように努力していきたいなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、酒井副町長、そして今回御推薦をお願いしておりますお二人とも、本当に素晴らしい方だと思いますし、基山町にとって非常にいいことではないかなというふうに思いますので、ぜひ御理解と御同意のほう、よろしくお願ひしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、少々ここのところをお尋ねしたいんですけれども、今、今回の熊本さんの件に関しましては、今まちづくり課の国スポ・全障スポ、もう今年ですけれども、そこのお仕事について今後どういうふうな形でこれが進んでいくのかというのが、ちょっとお仕事もかなりの大変な仕事ですので、国スポ自体も。これと副町長の問題等をどういうふうに対応をされていくんだろうかと、ちょっとそこを仕事量増えるんじゃないかなと、大変かなと思うんですけれども、そこはいかがですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まだ、この同意をいただかないことには具体的な話は一切できないというふうに思っておりますので、御本人には今回これを出しますという同意だけは取っておりますけれども、ここで議会の同意を得た後に細かい、どういう形でしたら国スポも、それから副町長の業務もうまくいくのかというのは、今のまちづくり課のメンバー、そして国スポのメンバーなども含めて、またゆっくり話してうまくいくようにしていきたいというふうに考えているところでございます。今の段階ではそういう話をまだやっておりません。ただ、そこは、まさに副町長という立場も逆に増えるので、お忙しい部分は増えるとは思いますが、また逆に、それなりにやりやすい部分も出てくると思っておりますので、

そこがやりにくくならないように私のほうできちんとそこは整理させていただきたいというふうに思っております。まだ、どういうふうに整理するかというのは、この場ではまだちょっと発言は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、同意第2号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。末次議員。

○9番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

議案第11号だけでなく議案第12号にも関わることなんですけれども、同じような事故が連続して起きたこと、非常に重大なことだと思っております。人身事故でなかったことに安堵しているんですが、損害賠償で償いますでは済まされない事案だと思っております。事故の概要を見ると、2件ともアクセルとブレーキの踏み間違いということで、世間では高齢者がよくアクセルとブレーキを踏み間違ったという報道がされますけれども、実際はもう年齢に関係なく、運転する者誰もが起こすものという前提で今後対処しなくちゃいけないと思っておりますが、町の町有の自動車を管理する最高責任者として、町長は、使う方、運転する方に対し、どのような対処を取られて予防策に努められるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

2つ同じような案件ではありますが、構造的にはちょっと違うかなというふうに思っています。

最初の案件は、いわゆる純粹職員、仮にそれが会計年度職員であろうが、臨時的任用

であろうが、正職員であろうが、全てこれは職員でございます。だから、この職員が事故を起こすということは非常にまずい状況なので、これは、今までもちょっとぶついたり、それからちょっと接触したりみたいな話はたくさんあったんですが、そのときには相当きつく注意しているんですが、今回もこれを契機に、またもう一回きちんと皆さんに厳しくやっていただくようにしなければいけないんです。ここあたりが難しくて、これ厳しくやり過ぎると、またパワハラだの、それから働き方改革だのとか、そういう話に結びついてしまうところがあるので、その辺を注意しながらやっていかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。もちろん、同じように、飲酒運転であったり、交通違反であったり、そういったことも考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

一方で、もう一つのいわゆるカーシェアのほうのものについては、貸出しの際の注意事項をもっときちんとしていかなければいけないというのと、正直、さすがにあそこで踏み違えてあそこに乗り上げるというのは想定、正直そこまでの想定はしていなかったもので、そういうことも含めて、そういう問題もあるんだなということで、今回はすごく勉強にもなりましたし、今後、実際にカーシェアで借りられる方に対しての注意であったり、事前の登録のときのチェックであったり、そういったところをやっていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、今回2つとも不祥事であることは間違いございませんので、こういうことが起こらないように対策を練っていきたくと。これ以外にも、ここは交通の関係ですけれども、それ以外にもいわゆる賠償系が最近続いておりますので、併せてその辺のところを役場内できっちり厳しく対応していきたくというふうに思っているところでございます。人材育成をしながら厳しくしていくことも大事だというふうに思っておりますので、そこはめり張りをつけていきながら、こういうことが二度と起こらないように努力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

職員の不祥事とか、扱う方がちょっと至らなかったということなんですけれども、私としては、やはり松田町長に持っていただきたいのは、こういうところでしっかりと環

境を整備することが職員の方を守るという意識でしてほしいと思っています。なあなあでやっていると起こしてしまって、結果的に、場合によっては職員さんが、幾ら保険に入っとろうが、一生傷を負って、心の傷を負ったりするわけですから、そのあたりというのはやっぱり町長として職員を守る、あるいは町民、町の所有車をちょっと借りている使う人を守るという意識で進めてもらいたいんですが、その守るということに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

守るというのは、職員であれば、過度な業務にならないようにしておくということ以外は、本人の注意を喚起するしかないんじゃないかなというふうに思います。一緒に乗っていくわけはいけない、もしくは、もう車乗せないみたいな、そういう話にしかないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

こちらのカーシェアについては、これは少なくとも……。

○議長（重松一徳君）

町長、議案第12号はまた別に進めるので、議案第11号だけでお願いします。

○町長（松田一也君）

質問がちょっとそういうことだったんで。

そういうことで考えていますので、今、基山町の業務で車を使わないということはあり得ないので、車の整備をきちんとやるとか、あとは、本当は1人じゃなくて2人で行くとかいうのができたら一番いいのかもしれませんが、これもなかなかそうじゃないケースもたくさんあると思いますので、そのあたりのところは、どうやって守ればいいのかということの検討も含めてきっちりやっていかなければいけないけれども、やっぱりまずはそれぞれが注意をするということが重要だと思いますので、それについて何がしかの研修であったり、何がしかのどういう注意を、この注意もどういう注意をしたらいいのかとかいうのを、少し心理学的にも含めて検討していけばいいかなというふうには思っているところでございます。

すみません、何か守るという概念がいまいち、私としてはなかなかこれは守りようはないというふうに思いますので、今回は人身ではなかったんですが、人身になる可能性

もゼロとは言えないわけで、それをどうやって守るのかと言われると、とにかく疲れさせないというのと無理した仕事をさせないこと、あとは本人の注意を喚起するというところぐらいしかちょっと今のところ私自身は思い浮かばないんですけども、逆に、何かこういうことをすればいいんじゃないかというサジェスションでもいただければ、ぜひ参考にさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

今、末次議員と町長のお話を聞いていて、多分そんなことであろうというふうにしか想像ができないんですけども、ちょっとそこの職員を守るとか、そういう話はもうここではもうお聞きしないようにしますけれども、説明があったのは、会計年度任用職員さんがスズキエブリィを運転していてアクセルとブレーキを踏み間違えたということですが、差し障りのない範囲内で、これがなぜ起きたんだろうかという、何が原因だと担当課長とかお考えになられているのか。

それから、また、御本人さんは、踏み間違えた職員さんに何かペナルティーとか、そういうものをつけられているのか、それとも何もないのかというか、そこら辺を少し具体的に教えていただけませんか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

原因といいますか、事故された方にお聞きしましたが、やはりわざとではないので、本人さんもなぜ起こったのかというのはちょっと分からないところで、本人さん自体もかなりもう気にして落ち込んで、何でだろうというのは、ちょっともうそのときのミスというところだと思っております。

その後に、本人さんにも以後注意するように注意喚起と、あと周りの職員にも、同時期に同じく、運転する際には注意するように伝えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

やはり先ほど町長はもう何か少し気づいていらっしゃるようなお答えをされたんですけれども、やっぱりそういうところの問題がすごく負荷となって、やっぱり私たちぐらの年代でも何かあれというときがあるので、やっぱりこのところは、周りとしても、御本人さんたちの精神的な問題としても、やっぱりケアはしていかなきゃいけないし、これは本当にお仕事上の事故ですからどうのこうのではないんですけれども、そのところをもうちょっと原因というか、対処法を今後皆さんで話し合っていられるように、ぜひ前向きによろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

答弁はいいですか。ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

ちょっとこの議案第11号は所管ですので、その中身はもうちょっと置いておきますけれども、この賠償金、これは委員会だったですか、協議会のときに、財政的なのは財政課とおっしゃいましたから、私所管のところのあれは財政課ありませんので、結構88万円という金額は大きいと思うんです。シャッターがどういうものか分かりませんが。それを全てやり替えて、なおかつ、スズキエブリイの何か修理代とか、そういうのも入ったところですか。全くシャッターのみの部分でしょうか。ちょっとそこら辺の細かいこと分ければ、お伝えできる範囲内でお願いたします。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

88万円につきましては、シャッターの修繕による金額でございます。ただ、実際のところは、シャッターについては、その所有者の方は修繕はなされておられません。ただ、示談が成立しておりますので、そちらの修繕の見込み、見積りということで、全国自治協会のほうから、保険金ではないですけれども、そういったので振込のほうは2月9日にお支払いがされているところでございます。

車の修繕につきましては、エブリイですね、こちらの修繕につきましては15万3,500円ということで修理代のほうかかっております。こちらの支払いにつきましても2月9日に、全国自治協会から修理工場のほうに支払いを行って、終わっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

ないようですので、議案第11号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第12号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

すみません、これのちょっと貸出しのときの条件等々をお聞きしたいんですけれども、まず、貸出しの手順、それと、その手順の中で当然御本人が自賠責の保険に入っているかどうかであるとか、そういうのを聞くはずだと思うんですけれども、また、事故が起こした場合、借り上げて事故を起こした場合の対応等々も説明の中に入っていると思うんですけれども、そういう手順があればお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

手順につきましては、ホームページからの流れを確認していただいて、御同意いただいて申請していただくものでございます。

今、佐々木議員おっしゃいましたように、町民の方どなたでも登録できますが、条件としまして、御自身の任意保険の他車運転特約の加入が義務づけられております。初めに、インターネットから、スマートフォンを利用して個人情報を入力いただきます。そうすると、基山町のほうから会員登録の手続を進めさせていただきます、その会員登録を基に予約ができるという形になっております。当日まで役場職員とも何の連絡も、パソコン、スマートフォン一つで予約までできて、当日役場のほうに来ていただきます。

ただ、1点、アルコールチェックがどうしてもスマートフォンでは難しいですので、利用前にうちの警備員室のほうに行ってくださいまして、そこでアルコールチェックを

していただくということです。それから、アンケートも含めまして、その機会を利用してバインダーをお渡しして、利用後のアンケートだったり、利用後の事故のチェック、そういうものも御報告いただいているような形でございます。

事故が起きたときでございます。事故が起きたときには、まずは安全対策を取っていただきます。そして、マニュアルに書いてあるとおりですけれども、警察に御連絡をしていただいて、その後の事故の対応としましては、市町村の保険に入っておりますので、そちらのほうに御連絡をしていただきまして事故対応をしていただくと。その後にカーシェアのシステムのオペレーターのほうに連絡をしていただいて、次の御利用の方もいらっしゃると思いますので、そちらのほうの手続をするためにそこでそちらにも連絡をしていただきますというような形になっているところでございます。概要としてはそういう形です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

すみません、今ちょっとお聞きした中で、事故が起きた場合の対応として、市町村が加入している保険の事務所なり会社なりに連絡を入れてくださいということで、事故が、御本人が任意保険に入っているけれども、別にそっちには何も対応は要らないということなんですか。というのは、要は、他人の車で事故を起こした場合なんですけれども、乗って、車の所有者は、物損事故の場合、人身事故じゃなくて物損事故の場合は、車の所有者に賠償責任は及ばないということに一応はなっているんです。だから、車の修繕費云々かんぬんというのはもちろんあるんですけれども、物損に対してのことは所有者は負わないというふうになっているんで、これが事故を起こされた御本人、当人の任意の部分に入ってくるんじゃないかなというふうにはちょっと私は感じたものですから、ちょっと御質問させていただいております。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

佐々木議員おっしゃっているのは、要綱のほうの損害賠償のところだと思います。

ちょっとほかが読みにくいところございますけれども、利用者は自己の責めに帰すべ

き理由によりカーシェアの公用車を毀損、亡失したときには、町に損害を補償しなければならないというところの読み方なんですけれども、一応町の事業の体験、カーシェア、電気自動車の体験事業として参加していただいておりますので、この部分というのが重大な過失というふうに町では読み取っております。例えば、保険に入っておりますけれども、飲酒チェックはしておりますけれども、途中で飲んで運転して事故ったみたいなきとか、スマホを見ながらよそ見運転で事故ったというような重大な過失の場合は、うちの共済のほうが出ない場合がございますので、その分については御自身でお願いしますということで保険入っていただいているのと、もう一つは、ふだんからそういう自分の車を持っていても自賠責とか任意保険に入っていない方というのは意外と多いらしいので、そういうきちんとした人に乗っていただきたいということもありまして、最初は免許取り立ての若い方が電気自動車を最初に乗っていただくのも想定していただんですけども、事故のそういう可能性も高いということで、それはもう全協の中でも議員の皆さんからいただいた御意見でしたので、その辺は反映させていただいて、他車運転特約というのも今条件にさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ということは、今後こういった同様の事故が起きた場合は、町の共済なりの保険のほうで対応する。要は、人身事故及び御本人の重大な過失等々がない限りにおいての部分に関しては、物損はこちらの共済のほうで賄えるということでしょうか。

ただ、それも限度額があると思うんです。通常、上限物損の場合だったら300万円とか、保険の種類によって違うと思うんですけれども、何万円までというような。それを越えた場合とかどうなるのかだけをちょっと最後お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

こちらのほうは共済とも確認しておりますけれども、相手に対して、物損とかそういうものについては、人間に対してはもう無制限とか、物損に対しては2,000万円とか、3,000万円とかありますので、基本的にはそこで対応できないことはないだろうというふう

にお話はいただいておりますけれども、仮に起きた場合は御自身の御負担というお話にもなりますので、そこら辺は分かりやすく説明していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、これちょっと私の所管ですけれども、今ちょっと佐々木議員とまちづくり課長の中の話聞いていたときに、その特約とかに、いや、以前私も全協で聞いたことあるんですけれども、事故起きたときにどうなるんですかと。そうしたときには、もうそういう特約に入っているのがほぼ多いからというような私回答をいただいているの覚えているんです。私それに入っていないから、私は借りられないんだなと思って、私のほうが珍しいのかなと思って。そうしたら、何か今おっしゃったのは、そういう方たち少ないと。何か今御回答いただいて、ちょっとあれと思ったんですけれども。だから、私の中の認識では、事故を起こせば、その方の保険で全てが補えるということを原則に貸出しをされているんだなと思っていました。だけれども、今回こういう賠償金とか、そこら辺が、要は一般の方ですから、一応モニターさんというか、やっていただく方、町民の。職員さんは分かるんです。だけれども、一般の町民の方がこれをやっていて、また次に事故を起こした。そうしたら、またそれで賠償するんですよね。そういう形になるじゃないですか。だから、そのところが、車も何回もやったら、事故やったら、車の価値も落ちるじゃないですか。そういうところも含めて、これをずっとこのまま続けていこうと考えていらっしゃるんですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

他車運転特約でございますけれども、数年前から義務づけられているといたしますか、標準装備になっているようでございます。あえて外さない限りはほとんどの、複数の保険会社にも確認しましたし、共済のほうにも確認しましたけれども、基本的には、その保険証の中に他車運転特約とわざわざ書いていないものが多いみたいです。ですので、今回も基山町の登録をされている方で証書をコピーをもらうんですけれども、その前にやっぱりかかってくるんです、書いていないんですけれども。まず送ってくださいと、

そうしたら私たちのほうで保険会社に確認しますので、そこは御安心してお申込みくださいということによっております。議員の場合も、恐らく証書にはないでしょうけれども、他車運転特約というのは多分入っているんじゃないかなと思いますので、そこはぜひ確認をお願いしたいというふうに思っております。

今は基山町の事業でございますので、基山町の、まずは安心して乗っていただきたいということで今やっております。今、議員おっしゃられるように、他車の運転を優先させるというふうなこともできると思います。他車運転特約に入っていると、他人の車に乗ったときに自分の保険が使えるということでございます。ただ、自分の保険の範囲でしか使えないということでもございますけれども、先にそっち優先させるという考え方もできると思います。

ただ、まだ事業始めたばかりでございますので、まずは町民の皆さんには安心して乗っていただいて、電気自動車の買換えを進めていきたいと思っておりますので、もうしばらく今の状態で安心して御利用いただける状況をつくっていききたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

あんまりちょっと分かったようで分かっていないような。ということは、次もう一回同じ事故が起きたら、これもこの適用をするんですよね。議会開かにかいのかのですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

何度も事故を起こしても乗れるのかということかなとも思うんですけれども、人身事故とか起こされたら、もうさすがにやっぱりお断りしたいなというのは今考えています。それと事故起こされた方も、なかなか次使おうという感じにはならないのかなとも思っています。

こちらのこういう損害賠償あった場合は、議会の承認が、ここに書いております第96条の1項第13号にございますので、またお願いすることになると思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

議案第11号は所管でしたので、この議案第12号のほうで伺いますけれども、いずれもアクセルとブレーキの踏み間違いということで、1つは、先ほどの議案第11号の分は庁用車を使われていて、今回の分も庁用車でしょうけれども、今回、新しい電気自動車購入された2台とも最先端の電気自動車ということ。これ、先ほどの車、エブリィは以前からある車についていなかったのかもしれませんが、この車、現状の2台には安全装置はついていないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

安全装置ついております。ついておりますけれども、ちょっとフェンスが近過ぎて、ちょっと反応ができなかったということでした。電気自動車がちょっと難しいのが、踏んだら踏んだだけしか進まないんです。今回の場合は、車止めがもうちょっと先にあるだろうということであって、踏んだら、思ったよりもスピードが出たんで焦ってブレーキを押そうと思ったら、またアクセルを焦って踏んでしまったんでもう突っ込んでしまったということでした。

電気自動車も、ニュートラルに切ると少し坂道の具合で動いたりするんですけれども、基本的には、普通に運転したら、もう踏んだら踏んだだけ前に行くという形で、少し注意が必要なところはございますので、先ほどもありましたように、事案も含めてちょっと注意はしていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

先ほど町長から、何かサジェスションがあればということでは言われていたんですけれども、私、運送の関係もしておりますので、単に、こちらの方も、先ほどの方も、単に踏み間違いというふうな形言われていますけれども、通常そういう、我々運送の業界からすると、ハインリッヒの法則とかもありますけれども、大体3つぐらい、なぜそうなったかというのを3つぐらい問い詰めていくというふうなてんまつ書みたいなのもあります。私は書いていないですけれども。ですから、単にアクセルとブレーキを間違っ

というだけじゃなくて、実はもっと尋ねると、睡眠時間が前日なかったとか、別に次の時間に間に合うように急いでいたとか、やはり何かしらのことが必要になってくると思いますので、やはりそういったてんまつ書、いろんな参考のものがあると思いますから、もし、そういったものがあるのであれば、もっと有効に活用してもらいたいと思いますし、なければ、そういったものも参考にさせていただければなと思います。

それと、電気自動車にはついていっているところ、今回たまたまそういった事情でぶつかったんでしょうけれども、これ両方ともやはり人身事故にならなかったということが最大の不幸中の幸いということですが、仮に起きてしまえば、今後やはり町も責任問題追及されますし、御本人さんも非常につらい思いしなくちゃいけないということはあるでしょうから、今後の購入の車両について、今、新車はオートライトは自動でつくような設定にもう国が制度化していますけれども、そういった簡単なブレーキ、前後急スタートしたときには止まるとか、そういった、予算多少プラスにはなるかもしれませんが、以前ほど金額は高くはなくなってきていると思います。そういった部分での購入に対しての配慮等は今後御検討することはできないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

2つのサジェスチョンいただきまして、ありがとうございました。

まず、私どものほうも事故報告書というのはちゃんと書いていただいているので、その中身について、いただいたサジェスチョンを参考に事故報告書についてをきちんとまた積み上げていきながら、少しでも再発を防止できるように努力していきたいというふうに思います。

それから、2点目のお話も、現在の車にどこまでどういうふうについているか、私自身、今、情報は詳しくはございませんけれども、少しでもそういう自動的なもので備えることに、それをつけることによって事故の可能性が減るということであれば、前向きに考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第12号に対する質疑を終結します。

日程第16 議案第21号

○議長（重松一徳君）

日程第16. 議案第21号、追加議案の分の議案第21号になります。損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。追加議案の分です。中村議員。

○5番（中村絵理君）

この件に関して、概要は読ませていただきましたし、御説明も伺ったんですけれども、まず、何でこんなことが起きたんやろうかと。これはやっぱり職員さんたちに対する教育とか、研修とか、やっぱりそこら辺の問題かなというふうに感じたりもするんですけれども、これについて、当の御本人の方へのペナルティーとか、そういうものはあるのだろうか。

それから、これは私たちの税金を使っての一応賠償ですけれども、これでちゃんと丁寧に説明をしていただかないと多分皆さん納得しないんじゃないかということが1つ。

それから、大変恐縮ですけれども、あんまり言いたくないんですけども、その上の方の管理責任というか、そこら辺はどういうふうに問われていくんだろうかと。何かそこら辺のところがちょっと気にかかるんですけれども。

ちょっとその3点ほどお尋ねしたいんですが。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この件につきましては、やはり担当が一つは制度を熟知していなかったというのは問題だと思いますし、チラシを作って、制度説明を分かりやすくしようとしてチラシを作ったんですけれども、それ自体を係長なり課長に見せていなかった、決裁を受けていなかったというのがやっぱり問題でございますので、そこを今後ないようにということで対応していきたいと思います。

ペナルティーというお話がありましたけれども、この件に関しまして、懲戒処分の審査会を開いて一応議論をさせていただいたんですが、懲戒処分には該当しないというふ

うに結論づけをいたしまして、ただ、町とその職員の将来を考えると、注意という形で、担当者本人に対しては町長からの口頭での嚴重注意を行いました。それから、課長、係長については、同じく町長から口頭による注意を行っていただきましたので、3名そういった形で対応させていただいております。本人たちもそこは理解をして、今後の業務に役立てていってくれるものと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の損害賠償の金額56万9,240円の内訳ですが、先ほど口頭でも申し上げましたとおり、民間賃貸住宅へ移ったときにかかった費用と、それと民間賃貸住宅から新しい住宅へ移ったときにかかった費用、主に引っ越し代になりますけれども、そちらを計上させていただいております。今回の損害賠償の額の中に御本人さん、Cさんに対する慰謝料的なものは特には含まれておりません。きっちり領収書を頂いたものだけを計上させていただいているところです。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

関連して、その後の対策です。要綱をつくられて、引っ越し費用は17万9,000円とかあります。やっぱり何か今後の対応マニュアルですか、もうそこら辺も作成して今後の業務に生かしてもらいたいと思いますけれども、そのあたりはどうされているかお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちらの引っ越し費用の家賃の補助金につきましては、金額の計算が難しいということもございまして担当職員のほうがチラシを作成しておりましたが、結局、今現在はこのチラシはもう配付はしておりません。

ただし、金額の計算をするときには、事前にエクセル表で、もう金額を入れたら計算ができるようなものを担当者と係長のほうで作っております。金額の説明をする場合

は必ず2人で、担当者と係長と一緒に説明をするような対応を取らせていただいております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、ちょっとまだ先ほど続けて聞きたかったんですけども、1つだけ、このCさんという方は、この対応で快く納得していただけているものなんでしょうか。ちゃんとした説明なされていますか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

Cさんにつきましては、今回の対応で納得はいただいているものだと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

日程第17 承認第1号

○議長（重松一徳君）

日程第17. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、承認第1号に対する質疑を終結します。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時55分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第18 議案第13号

○議長（重松一徳君）

日程第18. 議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の20ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、第1表. 歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページ、歳出。23ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、第2表. 繰越明許費について。25ページまで。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、24ページの6の農林水産業費の防災重点農業用ため池調査計画業務、こちら進捗状況はまだ今のところゼロ%、何か資料のどこかに、今探しとったんですけれども、あったと思うんですけれども、すみません、もう一回ちょっと……。

○議長（重松一徳君）

追加資料にあります。

○5番（中村絵理君）

追加資料、すみません、そこ探し切らんかった。

○議長（重松一徳君）

今タブレットに送っています。見てください。追加資料の5ページです。

○5番（中村絵理君）

そうですね、令和6年10月完了予定だから、あと半年ちょっとぐらいです。そこら辺も一個一個やっていかれるんだと思うんですけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、私ちょっと亀の甲にもこだわっておるんですけれども、亀の甲、今、工事を進めています。亀の甲もまた別途この調査をやって、またここでいろんな修繕だとか、ああいうのが必

要だったら、またここは該当してくるという認識でよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

議員おっしゃるとおり、亀の甲ため池のほうも調査の対象にはなってきますので、そういったところで修繕等必要な場合については、その対象になるというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

分かりました。そうしましたら、これは、あの例の基山の例規集の中にある県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例に基づいて、負担金とか、そういうのが算出されるということによろしいですね。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

活用する事業等によりますけれども、同じ亀の甲ため池で適用された事業を使う場合、防災・減災の事業を使う場合には、その分担金の条例が適用するという形になるかと思えます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ほかのため池さんもそうなんですけれども、やっぱり事前にちゃんと丁寧な説明をして御了解をいただいてから、それから分担金も追加があるし、還付される場合もあるとか、そういうことも丁寧な御説明をされてから、御納得いただいてから、またそういう事業を進めていただきたいと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

調査結果も含めて、事前に各水利組合等と協議をした上で事業等を進める場合にはさせていただきますというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1つだけです。衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。4,300万円繰り越すことですが、これはどういうことなのか。4月からワクチンは有料というふうに聞いておりますが、ちょっと説明ください。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

おっしゃられるように、3月31日でコロナワクチンの接種が終わりますけれども、その後、2月、3月の請求など、施設を閉じるための処理などいったところにつきまして、令和6年度に新たな国の補助事業というものは今回つきませんで、令和5年度に交付決定を得た分の繰越しを使って残務整理を行うようにというふうになっておりますので、現時点で1月、2月、3月分の支出も含めて、交付決定している分をそのまま繰越明許ということで上げさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。26ページ、第3表、地方債補正について。27ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。今タブレットへ送っています。

3ページ、歳入。14款1項1目、2目、5目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、4ページ、14款2項1目、2目、3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。15款1項1目、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページに行きます。15款2項1目、2目、3目、4目、6目、8目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。7ページ、15款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、17款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、18款1項2目、9目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、18款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。11ページ、20款4項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、20款5項3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。13ページ、21款1項1目、6目、7目、12目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、歳出に行きます。14ページ、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ、2款1項1目、4目、5目。15ページ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページに行きます。2款1項6目、7目、10目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、2款1項15目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。18ページ、2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

19ページ、2款3項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ、2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページ、民生費に行きます。3款1項1目、2目、4目、5目、6目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページまで。いいでしょうか。速かったら速いと言ってください。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、3款2項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページに行きます。3款2項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページに行きます。4款1項1目、2目、3目、4目。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、初歩的な質問で申し訳ないんですが、こちらの環境衛生費の18節の負担金補助及び交付金の中で、浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みということで311万3,000円減っておりますけれども、これというのは、すみません、本当とんちんかんな質問だったら申し訳ないんですけれども、下水道の整備が進んでいるということですか。それとも、何か浄化槽の整備が進んでいるということですか、それで減ったというのか。どういうふうに理解したらいいですか。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

浄化槽の設置の補助金につきましては、下水道の供用開始地区以外で浄化槽を新たに設置する場合について補助のほうを行っております。予算のほう取っておりますけれども、申請の実績見込みが少ないということで今回減額をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、理解が悪くて。ということは、浄化槽を設置する場所の申請件数が減ってきたという簡単な理由によると。見込みよりも少なかったという理由でよろしいですね。分かりました、ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

回答いいですか。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

次に行きます。27ページ、4款2項2目。末次議員。

○9番（末次 明君）

4款2項2目の塵芥処理費ですけれども、クリーンヒル宝満負担金の委託料や負担金の確定で減額になっていきますけれども、非常にいいことではありますけれども、まだまだごみの各家庭からの排出量を削減するとか、水分の多い生ごみを減らすとかいう対策は力を入れていかなくちゃいけないと思いますが、今、基山町のまちづくり課で推進しているのが段ボールコンポストです。今度、3月17日にも講習会があるというふうに聞いていますが、なかなか普及していないようなんですけれども、この実績と今後の予定を聞かせてください。詳細じゃなくていいです。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

持ってはきているんですけれども、すみません。

段ボールコンポストの講習は、昨年ぐらいから特にまた力を入れ始めておりまして、年3回を目指してやっているとござります。今回も第3回目になるんですけれども、ちょっと2回目が人数が少なくてできませんでしたので、実質は2度目の開催になりますけれども、3回は一応チャレンジをしております。

コンポストのお申込みになられた方は、ある程度引き続きやっていただいている方と、それから、コンポストの講習会も以前やった方にも御案内をして、もう一回復習といいますか、どういう状況ですかというお話を聞いたりするようなことはさせていただいております。少しずつ段ボールコンポストのお申込みは、徐々にですけれども増えている印象を持っております。

あとは、広報のほうにも、あまり目立ちませんが、議員さんのほうからいただきまして、ごみの1人当たりの前年度と比べてどうかみたいなことは毎月載せさせてい

ただいておりますので、また少し踏み込んだ取組を進めていけるように努めたいと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

過去にしたうちで1件中止になったというのが、たしかかいろう基山さんと一緒にするという事業が中止になったかと思うんですけれども、本当私はPR不足だと思っているので、かいろう基山さんは何か非常に残念がってあったのを覚えております。こういうふうにしていいことをするんですけれども、なかなか町民に伝わらないというのは、これはちょっとやっぱり本当にPR不足なんで、こんなにいいですというような、家庭菜園とかの肥料にも使えるし、農家とか自分の田畑を持っておられる方もぜひしてもらいたいんですけれども、そのあたりは何かもう少し力を入れられないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

募集につきましてはホームページ、それから広報でさせていただいているところでございます。取組の状況を、やっていただいている御意見とか、そういう、または問合せ内容なものを少しつけまして、興味を引くような形の広報ができないかというのを今後検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

すみません、18節の部分の負担金が減額というか、戻ってきているということでのいいの、3,000万円近くです。これ令和4年度はこの2分の1の一千四、五百万円だったような気がします。ということは、1年間で倍以上の負担金が減額されているということは、それだけクリーンヒル宝満がリサイクルに力を入れているというふうな捉え方もありますし、何か相場とかいうか、売るときの何かそういうのも、価格もあるとは思いますが、こういう今現状を見ていると、最終的に、全体的な当初に負担せないかん億というお金、そこら辺でまちづくり課としては何か、そういうときには何か提案とか、御意

見とか、おっしゃっているんですか。もう向こうから言われたら言われた分だけの負担金を払っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そういう町のほうからも意見を言う機会というのは、私の担当課長としては一応あるのはあります。幹事会というものがありますので、説明を受けております。

ただ、今回は、今年度から基幹改良工事を始めましたので、その入札減と、あとは、これは昨年と同じ説明になりますけれども、コークス単価がやっぱり原油の高騰で上がるだろうということで高めに予算を組まれていましたので、その差額が今回大きかったということで、その2点が大きな主な減額になった理由でございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

こうやって最終的に3月に負担金が戻ってくることは、もちろんそのこと自体は評価しておりますけれども、そういう負担金になるべくなら増えないように、もし、課ではなかなかおっしゃりづらいかもしれませんが、そういう方向性をお願いしたいなということでした。

○議長（重松一徳君）

答弁いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に行きます。28ページ、4款3項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。29ページ、6款1項1目、2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

31ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページに行きます。8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、8款2項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、9款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、10款1項2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

38ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。39ページ、10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。40ページ、10款4項1目、3目、4目、5目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

43ページ、11款1項2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

44ページ、11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。45ページ、13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

46ページ、予備費です。14款1項……松石信男議員。

○12番（松石信男君）

諸支出金。

○議長（重松一徳君）

45ページですね。すみません。

○12番（松石信男君）

すみません、1つだけちょっと気になっているので。

これは令和4年度の児童手当負担金ですよ、たしか。4,000円で非常に額は少なかったんですけども、令和4年度というのは何ですか。令和5年度なら分かるばってん、令和4年度と、何か計算間違いか何かしとったんですか。諸支出金のところで。児童手当というのはもう決まってるわけです。何人といったらもう決算でぱっと出るはずやけ。こんなとは出らんとって、4,000円とか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

これは令和4年度の児童手当の分ですけれども、国への返納金ということで、国から児童手当の分には国費と県費と補助金、補助金というか、交付金が参りますけれども、令和4年度の確定に伴う国への返還の分でございます。児童手当につきましては、このように前年度の確定の金額がこういうふうに関に返納する分は出てまいりますので、この時期に補正予算として組ませていただいております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。では、元に戻ります。45ページはいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

46ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

47ページ以降について何か質問があれば。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第13号に対する質疑を終結します。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第22. 議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第22. 議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）を先に審議することに決定しました。

日程第22 議案第22

○議長（重松一徳君）

日程第22. 議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

追加議案書の4ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、5ページ、第1表．歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、第2表．繰越明許費について。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

何か私勘違いがよくあるんで申し訳ないけれども、お尋ねしますけれども、この10款教育費の1項のところの弁護士業務委託50万円、損害賠償の対応と言われましたけれども、教育費、ここからどういう内容なのかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

昨年、令和5年の中の8月29日に全員協議会で御説明をいたしました分でございます。教育委員会の、平成27年のときのことでございますが、窓口での保護者の方が子供さんのことにお尋ねになったときに、即答できないという旨で内容についてお知らせをしていないと。このことについて、このときの原告になる方が、私どもに当時情報を出さなかったことに対して不法であるという訴えを起こされたことに対しての弁護士費用になっております。

内容といたしましては、2月28日に4回目の口頭弁論がありましたが、そのときに、1月の段階で裁判官のほうからは2月に一応終結を考えているというのを原告に申されまして、原告のほうもそこでは反論はなかったんですが、2月28日、一応終結を予定された日に、書面により再度整理したものでまた提出をしたいという旨、原告からございまして、予定が延びまして4月にずれ込むことになりましたので、急遽この弁護士を依頼しておる部分の繰越しでの予算執行をお願いするものでございます。（「平成27年と言ったけれども違うよな」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

いいですか。次に行きますけれども。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

要するに、これ4月にとおっしゃいましたけれども、4月以降ということでもよろしい。分からない、はっきりは。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

一応4月にまた開廷されますけれども、ちょっと終わるのははっきりしませんので、一応4月以降にもまた執行できるようにお願いをしております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

次に、事項別明細書に入ります。ちょっとお待ちください。タブレット送ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入。18款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、20款5項3目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

歳出に行きます。8款5項1目、5ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、11款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、予備費です。14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第22号に対する質疑を終結します。

日程第19 議案第14号

○議長（重松一徳君）

日程第19. 議案第14号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、第1表. 歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。3ページ、歳入。5款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、歳出に行きます。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページ、3 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、9 款 3 項 1 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ、10 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第14号に対する質疑を終結します。

日程第20 議案第15号

○議長（重松一徳君）

日程第20. 議案第15号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の31ページをお開きください。31ページ、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページ、第1表. 歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。いいですか。

3 ページをお開きください。歳入。1 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、4 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページ、歳出に入ります。2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第15号に対する質疑を終結します。

日程第21 議案第16号

○議長（重松一徳君）

日程第21. 議案第16号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の34ページをお開きください。34ページ、ありますか。35ページ含めて。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、第1表. 継続費補正。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書です。収益的収入及び支出、収入に
ついて。1 ページ、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3 ページ、支出。いいですか。4 ページ、5 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、資本的収入及び支出、収入について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、令和5年度基山町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ以降について、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第16号に対する質疑を終結します。

日程第23～26 議案第17号～議案第20号

○議長（重松一徳君）

日程第23. 議案第17号から日程第26. 議案第20号までを一括議題とします。

ここでお諮りします。議案第17号 令和6年度基山町一般会計予算、議案第18号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和6年度基山町下水道事業会計予算について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第20号までを予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27 諮問第1号

○議長（重松一徳君）

日程第27. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、諮問第1号に対する質疑を終結します。

日程第28 諮問第2号

○議長（重松一徳君）

日程第28. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、諮問第2号に対する質疑を終結します。

日程第29 報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第29. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。（「訂正」と呼ぶ者あり）議案どこですか。（「大久保議員の」と呼ぶ者あり）

教育長のほうから発言の訂正を求められておりますので、ここで発言を認めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

先ほど大久保議員の質問の中で、損害賠償請求の説明で、事案の発生を平成27年7月というふうに申しましたが、令和2年7月の間違いでございますので、おわびして訂正させていただきます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員、いいですか。

○8番（大久保由美子君）

はい。

日程第30 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第30. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後 1 時36分 散会～